

## 池田市 下水敷・下水道施設占用手続基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、池田市下水道条例（昭和42年条例第14号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、池田市上下水道工務課が所有する土地および施設（以下、「下水道敷・下水道施設」という。）における物件の設置または撤去に係る許可の申請、許可基準及び検査手続について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において「池田市上下水道工務課が所有する土地」とは、登記簿における持ち分の全てを大阪府池田市が持ち、かつ上下水道部下水道工務課が管理する土地を指す。  
2 「池田市上下水道工務課が所有する施設」とは雨水整備計画が整備済みの地域である池田市下水道工務課の管理する施設を指す。

### (要件)

第3条 占有は、次の各号に掲げる要件を全て備えたものでなければならない。

- (1) 公共性の確保。占有行為が公共の利益を損なわないこと。
- (2) 安全性の確保。占有物件及び工事により下水道敷や水路の安全性を損なう恐れがないこと。
- (3) 占有行為の妥当性。範囲や用途が適正であり、利用目的が過度に長期に渡らないこと。
- (4) 環境保護。占有物件及び工事により周辺の水環境や自然環境が影響を受けないこと。
- (5) 地元利害関係者の承諾を得ていること。
- (6) 地下埋設物が存在する場合は、その管理者との協議が整っていること。
- (7) その他管理者が必要と認めたもの。

### (申請)

第4条 条例24条に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道敷・下水道施設占有許可申請書（以下申請書という。）に、次に掲げる図書を添付して池田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 工事仕様書
- (2) 見取図
- (3) 平面図
- (4) 断面図
- (5) 構造図
- (6) 現況写真（カラー）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 申請者が許可を受けた事項を変更しようとする場合は、池田市上下水道部下水道工務課

と協議した上、当該変更に係る必要な図書を管理者に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、占用の必要性、技術的な適正等を審査の上、速やかに許可の可否及び条件を決定し、許可するときは条例第24条関係占用許可書を、承認しないときは条例第24条関係占用不許可通知書を申請者に交付するものとする。

(占用許可基準)

第6条 前条の審査は、次に掲げる事項を第4条第1項各号に掲げる図書等の調査、現地調査等により行うものとする。

(1) 水路

- ①水路の流水を阻害しないため、原則下越しとする。
- ②やむを得ず水路の上越しをする場合は下水道工務課と事前協議を行い、その指示に従うものとする。
- ③通路橋を設置する以外に接道条件を満たすことができないにのみ通路橋は設置できる。
- ④自動車の乗り入れがある場合は通路幅4m以下、それ以外は通路幅2m以下とする。
- ⑤通路橋には転落防止柵を設置するものとする。

(2) 下水道敷

- ①土被りは原則0.6m以上取るものとする。
- ②占用物件による通行の支障は必要最低限とする。

(標準処理期間)

第7条 第4条の申請があった日から第5条の許可(以下「本件処分」という。)をした日までに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。ただし、申請書および図書に不備等があった場合はその不備が解消された時点から算定するものとする。

(許可条件等)

第8条 管理者は、本件処分をする場合は、別表に規定する条件を付すものとする。

2 管理者は、本件処分を行う場合は、当該占用の内容等に応じ、別表に規定する条件を変更し、又は別表に規定する条件以外の条件を付することができる。

3 申請者は、本件処分を受けて行う工事等(以下「占用工事」という。)に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事における苦情等の諸問題については、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。

4 申請者は、占用工事の期間中、占用工事に係る公共下水道施設の維持管理を適切に行わなければならない。

(工事の着手)

第9条 申請者は、第5条に規定する許可後でなければ工事に着手してはならない。

2 申請者は、道路使用許可申請の許可等、関係機関への手続及び当該工事に係る周辺住民への周知を図った後、工事に着手することができる。

(費用負担)

第10条 事業に必要な費用は、全て申請者の負担とする。

(工事検査)

第11条 本件処分を受けた者は、占用工事を完了したときは、14日以内に占用工事完工届、完工図面、工事写真その他管理者が必要と認める書類を管理者に提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、占用工事が適正に施工されているか検査するものとする。

3 前項の検査の結果、不備がある場合は、申請者の責において是正し、再検査を受けなければならない。

(許可取消)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又は条件を変更し、若しくは新たに条件を付けることができる。

(1) 許可の目的又は条件に違反したとき。

(2) 第11条第1項の検査を許可施工日終期に14を加えた日数以内に受検しない又は第11条第3項の再検査を速やかに受検しない場合は検査不適合とし、許可を取り消すことができる。

(3) その他管理者が適当でないと認める行為をしたとき。

(4) 第1号から第3号に関わらず、上下水道事業にとって許可することが適当ではないと考えられる場合。

2 前項に規定する許可の取消し等による損害については、市は、その責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、管理者が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 許可基準

01	許可した位置・区域は、許可書・付属図面のとおりとする。
02	占用の期間は許可書のとおりとする。また、占用の更新を受けようとするときは占用期間満了の2週間前までに申請しなければならない。
03	占用料については、原則池田市道路占用料条例に準じる。
04	許可期間中であっても、公益上その他本市において必要と認めるときは、この許可を取消し又は、許可条件を変更することがある。また、本市が実施する水路の工事等の際は本市の指示に従い、占有者の責任と費用に置いて、撤去、改築等を行うものとする。
05	本占用は、承認なくして第三者に譲渡・承継することはできない。
06	当該物件により、下水道敷・下水道施設としての機能を阻害せぬように維持管理に努めなければならない。 また、当該物件に車両等の駐車等および私物の設置等を行ってはならない。占用物件の附属物である転落防止柵についても同様とする。
07	当該物件の施工に際しては、下水道敷・下水道施設に悪影響を与えないよう慎重に施工を行い、施工完了後に土砂流入、路面陥没、下水道施設の損傷、その他の異常が本施工を原因としておきないようにしなければならない。
08	許可後、速やかに工事に着手すること。
09	工事中は記録写真を撮り、工事が完了後7日以内に工事完了届と共に記録写真を提出し、本市職員の検査を受けること
10	この許可を受けたものが本許可による義務を履行せず、又は履行不十分であると認めるときは当市が代わってこれを執行し、または、第三者をしてこれを執行させることがある。この場合の費用はすべて許可を受けた者において負担しなければならない。
11	本許可により許可を受けた者が損害を受けることがあっても当市はその責を負わない。
12	この許可条件に違反したときは許可を取り消すことがある。
13	本占用によって下水道敷・下水道施設に支障が生じた場合、占有者の負担において占用物件の移設及び撤去、下水道敷・下水道施設の復旧をしなければならない。
14	路面の復旧について、復旧面積は池田市道路占用工事施行規則に準じ、復旧方法は下記基準のとおりとする。但し、別途協議があった場合はこの限りでない。
15	本許可条件のほか、下水道等に関する法令を守ること。

下水道管理地 道路復旧断面図	
種別	復旧断面図
下水道管理地	 <p style="text-align: right;">As : 5cm RM25 : 10cm</p>
As : 密粒度アスファルトコンクリート      RM25 : 粒度調整碎石	